

マイナンバーカードの普及・利用に関する
お役立ち情報をお届け

マイナンバーカード・インフォ
(自治体向け)
vol.3

- **プラットフォームサービス事業の紹介**
TOPIC「mytap」について

デジタル庁国民向けサービスG
マイナンバーカード担当
令和4年9月21日

○ **プラットフォームサービス事業の紹介**

TOPIC 「mytap」について

マイナンバーカード・インフォの vol.3 では、プラットフォームサービス事業として、一般社団法人 ICT まちづくり共通プラットフォーム推進機構 (TOPIC) の「mytap」についてご紹介します。

□ 別添 1 TOPIC 「mytap」

以 上

公的個人認証基盤サービス



TOPIC

一般社団法人
ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構

こんな時にmytap

こんなお困りごとはありませんか??

サービスの利用
登録が本当に
本人か分からない

ekycで送って
もらう画像の
照合が手間

独自に認証機
能を開発する
とコストが...

属性の分析
が不明瞭

アプリの利用登録
できちんと本人確認
して規約への電子署
名がほしい

自治体のサービ
スだからしっか
り市民認証しな
いといけない



官民を問わず、これらを解決する汎用ツールが



国の方針に沿い、提供されるマイナンバーカード関連機能を使いやすく汎用キットにした認証基盤がmytapです。



マイナンバーカードの公的個人認証機能を用いた最も汎用的な認証基盤サービス、それが「mytap」です。

公的個人認証法に裏付けされた**電子的な本人確認 = JPKI**（Japanese Public Key Infrastructure）を採用
TOPICはJPKIを扱う民間企業として第1号の総務大臣認定を受けています

JPKIにおける「**署名用電子証明書**」「**利用者証明用電子証明書**」2つの電子証明書を使い分けて提供することが可能

マイナンバーカードから本人の操作によって「**住所**」「**氏名**」「**性別**」「**生年月日**」に加え、「**顔画像**」のデータ取得も

mytapは**汎用アプリ形式**（App Store及びGoogle Playからダウンロード可能）もしくは、**モジュール形式**（既存サービスへの組み込み）の2つの提供スタイル

誰でも、いつでも、どこでも、 安心安全に、且つ低価格で利用できる 最も公的な認証基盤サービス、 それが「mytap」

デジタル庁の発足やスーパーシティ構想、デジタル田園都市構想に代表されるように、本格的な人口減少社会を迎える日本において、デジタルツールを用いた街づくりはもはや当たり前の社会となりました。

そのデジタル社会において、どんなフェーズにおいても最も根幹的な条件となるのはサービスの利用者本人が「**自身の意思**」を電子的にしっかり提示できることです。「**電子的に私が私であること**」を証明し、「**電子的なサイン・署名**」ができ、「**自身の基本情報（住基4情報）や顔写真**」を本人意思に基づき提供できる、これら機能を全てパッケージ化したサービスがmytapです。

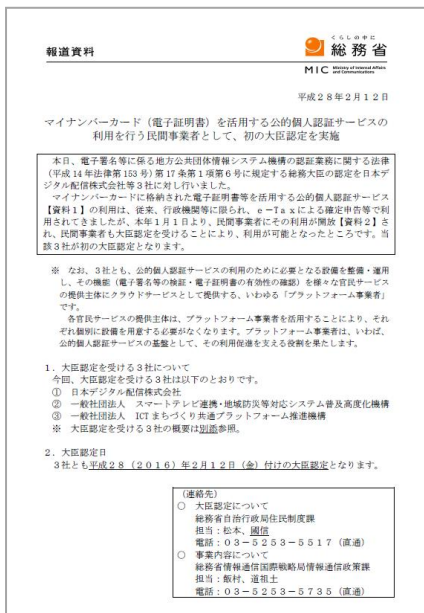
また、それらの機能の前提となっているのが国が推進している**マイナンバーカード**です。マイナンバーカードは国内に住民票がある方は全て無料で取得でき、自治体職員の対面によって交付あるいは申請が行われるという最も高いレベルで本人性が担保できる仕組みとシステムを有している国内唯一のカードです。また、**スマートフォンで認証**することにより、場所を選ばずどこでも認証をすることができ、**公的な識別子によってそれが管理できる**（民間企業の囲い込みを受けない）という点でも唯一です。

さらに当社、一般社団法人が提供することで、単なる1企業の営利サービスとは異なる**低価格なサービスの提供**が可能となりました。

主務大臣認定

平成28年2月12日 **全国で第1号となる総務大臣認定**を受けました。（3社同時）
その後、毎年更新を行い、現在まで認定を維持しております。

（令和4年より公的個人認証サービスの所管に対し、総務省に加えデジタル庁が参画したことで「総務大臣認定」は「主務大臣認定」と呼び名が変わりました）



※総務省ウェブサイトにてJPKIを用いたサービスについて各社の取り扱い実績が掲載されていますが、自治体を主体とするサービスはその一覧には掲載されないため、当社実績が少ないように見えますが、自治体に対する実サービス提供の実績を数多く有しております。

認定を受けると、JPKIの仕様の開示を受けることができたり、J-LISに対し電子証明書の失効確認ができたり、旧世代証明書の紐づけ確認ができたり、電子証明書のシリアル番号をDB化したり、JPKIを取り扱う一連の業務が実施できるようになります。今後予定されている各種機能拡張にも迅速に対応します。

【補足資料】 「マイナンバー」と「マイナンバーカード」

個人番号（マイナンバー）は住民票を有するすべての方に付番される12桁の番号で税と社会保障、災害対策のみ利用可能となっています（平成27年12月現在）。

一方、マイナンバーカードは券面に個人番号（マイナンバー）や住基4情報が記載されていますが、その他にICチップが搭載されています。ICチップには署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書が格納されていたり、券面に記載の事項が電子データとして格納されていたり、空き領域があったりと、単なる番号を超えた様々な機能を有しています。

ICチップ

ICチップには署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書が格納されています。

大臣認定を受けた民間事業者は、**このICチップにある電子証明書を利用してサービスを提供することができます。**

マイナンバーカード（見本）



マイナンバー

マイナンバーの利用範囲は現在、税・社会保障・災害対策に限られています。

現状、マイナンバーを利用できるのは、国、地方自治体、事業主となります。

法律や条令で決められた目的以外にマイナンバーは使えません。

「マイナンバー」を利用することと「マイナンバーカード」を利用することはイコールではありません

マイナンバーカードについて



ICチップの中

国の提供するマイナンバーカード安心の仕組み

- ・24時間365日のコールセンター
- ・偽造、複製をさせない仕様
- ・ICチップには下記以外の情報はない
- ・データの盗難ができないICチップ仕様（耐タンパ性）
- ・ICカードのセキュリティの国際標準である「ISO/IEC15408認証」を取得

公的個人認証
(JPKI)

署名用電子証明書

利用者証明用電子証明書

券面事項
確認AP

券面事項
入力補助
AP

住基
AP

空き領域

<セキュリティについて>

JPKIを活用するにはカード申請時に本人が設定する暗証番号（PIN）が必要となります。暗証番号を用いることで「カードの所有」に加え、「暗証番号＝記憶」という認証要素が加わり、2要素での認証を可能としています。なお、物理的なカード所有という要素はコピー可能なID、パスと比べ格段にセキュリティ性が向上します。

<サービスサポート>

mytapでは公的個人認証を用いたサービス提供を行っておりますが、その他券面事項確認APや券面事項入力補助AP、空き領域を活用したサービスの提供、システム構築サポート等も行っております。



※オプションでPCでの登録ソフトの提供も可能

提供機能

電子署名機能

旧電子証明書との紐づけ機能

利用者証明機能

J-LIS

取得できるデータ

住所

氏名

生年月日

性別

マイナンバーカードにある
顔写真データ

利用者ID

option カスタマイズ領域
(必要に応じてサービス毎に設定可能)

マイナ
ポータル

自治体

提供形式

アプリ形式での提供
(アプリ連動)

モジュール形式での提供
(モジュールを組み込み)

例)
・要介護情報
・免許返納情報
・あて名番号
・世帯情報
等

サービスの連携方式①

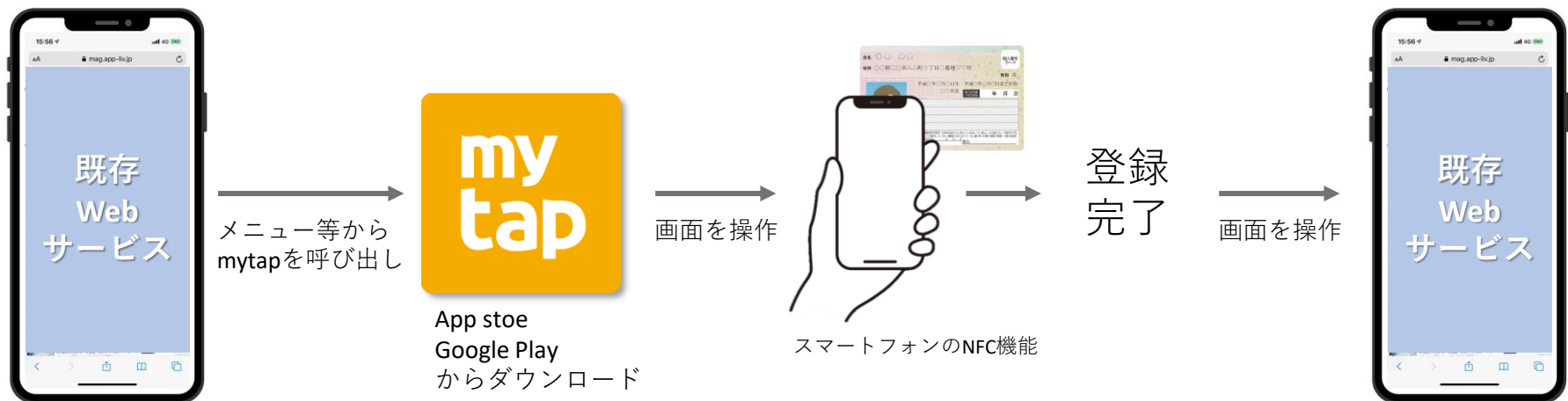
アプリtoアプリ

汎用アプリを用いてアプリ間連携で実施する形式



ウェブサービスtoアプリ

汎用アプリを用いてアプリ間連携で実施する形式



サービスの連携方式②

モジュール組み込み

既存サービスにモジュールとして弊社認証機能を組み込む形式。
利用者は「mytap」というアプリを意識せずに利用するもの。



メニュー等から
登録等のボタン
を押下



登録
完了

※ウェブ版へのモジュール提供はウェブだけでは動作するものではありません。

サービス例①

JR東日本との連携で「Suica × マイナンバーカード（TOPICの認証基盤）」

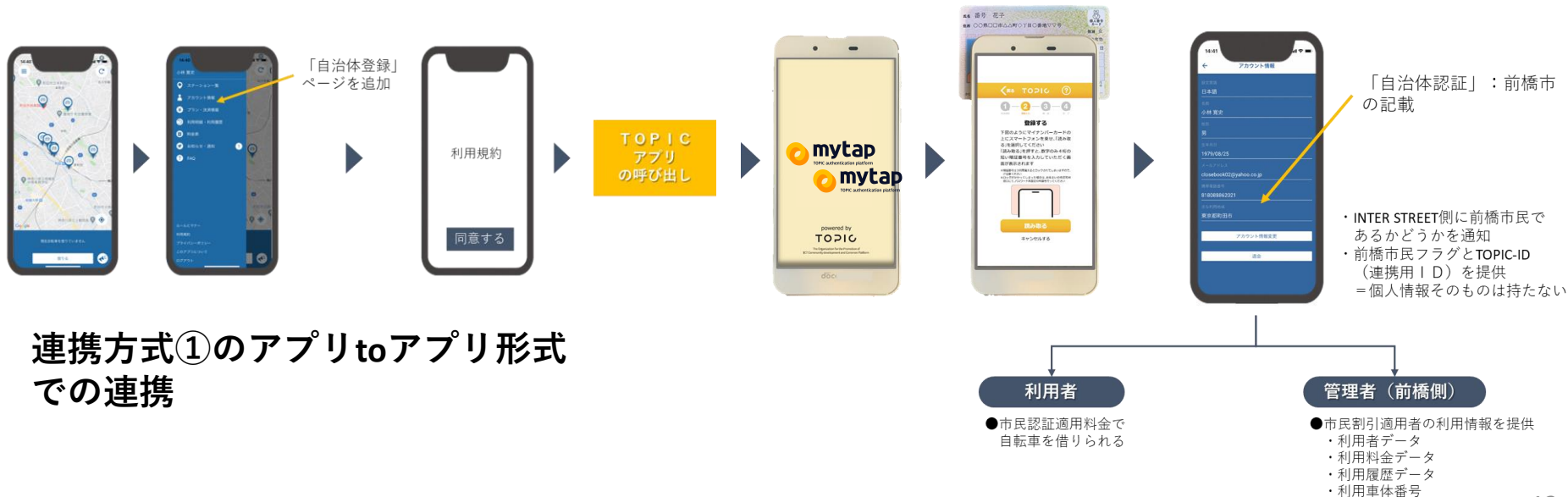


連携方式①のウェブtoアプリ形式での連携



ecobike × TOPIC

アプリからのマイナンバーカードによる市民登録で、市民認証割引や高齢者割引、こども料金などが実施可能
さらに将来的に福祉割引やMaaS連動によるサブスクも可能に



連携方式①のアプリtoアプリ形式での連携

利用料金や導入スケジュール、導入までの手続き等、お問い合わせは



ご 連 絡 先

一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構
(略称：TOPIC)

住所：群馬県前橋市大友町一丁目6-11

Mail：info@topic.or.jp

TEL：027-253-6650（平日9：00～18：00）

担当：小倉、松島